

平成25年(2013年)10月25日
長野県総務部財政課財政企画係
(課長) 平木万也 (担当) 小池広益
電話 : 026-235-7039(直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2053
FAX : 026-235-7475
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

平成 26 年度当初予算編成方針

(県財政の現状と見通し)

本県の財政状況は、今年度については、県税収入は当初予算額を確保できる見通しであるものの、9月現計予算において財政調整のために基金を88億円取り崩していることから、予算の執行段階における工夫等により収支均衡を図るよう努める。また、県内経済の持ち直しに向かう動きを確実なものとするため、当初及び補正予算に計上した経済対策関連事業の効果を早期に発現させるよう取り組む。

来年度については、景気の回復を受け法人関係税を中心に県税収入の増加が期待されるものの、社会保障関係費の増により義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な構造が続くこと、消費税率引上げや社会保障制度改革による影響について地方財政対策や国の予算の動向を見極める必要があること等から、財政状況は不透明さを抱えながら引き続き厳しいものと見込まれる。

なお、一定の仮定の下で試算すると101億円の財源不足が生じる見込みとなっていることから、歳入・歳出両面にわたり一層の財源確保に取り組む。

(基本姿勢)

平成26年度当初予算の編成に当たっては、最高品質の行政サービスを提供し、ふるさと長野県の発展と県民の幸福の実現に貢献するため、行政経営理念を常に念頭に置いて県政課題の解決に当たるとともに、行政・財政改革方針の取組を最大限に反映させ財政構造改革に取り組む。

1 施策展開の方向性

しあわせ信州創造プラン（総合5か年計画）の基本目標である「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現に向け、政策推進の基本方針に沿って施策を推進する。

また、消費税率引上げに伴う景気の腰折れが懸念されることから、県内経済の下支えや雇用の確保に意を用いて施策を構築するとともに、「栄村震災復興計画」に沿って栄村の復興を着実に進める。

2 予算編成の基本理念

施策展開の方向性を踏まえながら、次の事項を基本に予算を編成する。

(1) しあわせ信州創造プランの推進に向けた財源の重点配分

- ① しあわせ信州創造プランの推進に向けて事業効果を最大限に發揮するため、部局間の連携を強化して事業を構築する。また、これまでの取組の成果と課題を十分に検証した上で、優先順位をつけて事業を厳選する。
- ② 県民や市町村、関係団体等の要望や意見を把握するとともに、地方事務所長からの施策提案や一人1改善・提案事業、職員による政策研究等も活用して、現場の視点で事業を構築する。
- ③ 厳しい財政状況を共通認識とし、新規事業の実施や既存事業の充実など歳出増を伴う場合は、将来的な経費や事業の実施態勢を考慮し、他の経費の節減や新たな財源の確保により対応する。
- ④ 政策評価の結果、予算執行に係る監査委員及び県議会の指摘事項も踏まえ、義務的経費を含む既存事業について大胆な発想で廃止や再構築を行う。

(2) 成果を重視した事業展開

- ① 的確な点検・評価、定期的な見直しを行うため、裁量の余地のない経費等を除くすべての事業について事業改善シートを作成し、予算編成段階から具体的な成果目標を明確化する。
- ② 部局間や本庁・現地機関の連携を進めるとともに、県民との協働による事業実施の仕組みを構築し、より効率的・効果的な事業展開を図る。

(3) 財政健全化に向けた取組

行政・財政改革方針に沿って財政の健全化に取り組み、特に、フローとストックの両面での管理を通じて、将来に負担を先送りしない健全な財政運営に努める。

① 県債

当初予算における県債発行額については、国の地方財政対策の動向を注視しつつ、その抑制に努める。また、県債残高については、地方の財源不足を過度に臨時財政対策債に依存しない制度の確立を国に対して強く求めつつ、中長期的な視点で縮減を図る。

② 実質公債費比率及び将来負担比率

県債発行の抑制を図るとともに、金融機関の競争による県債引受先の選定等により金利負担の軽減に努める。また、県債のみならず、県が将来の負担を保証している財政援助団体等の借入金など県全体の債務残高を減らすことに努め、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める実質公債費比率及び将来負担比率の改善を目指す。

(4) 予算編成に関する説明責任の遂行

事業改善シートにより事業の成果目標など予算に関する情報を県民や市町村、関係団体等と共有するとともに、より分かりやすい広報に努め、説明責任を果たす。

3 予算編成における具体的取組

歳入・歳出両面にわたる消費税率引上げや社会保障制度改革の影響を適切に把握するとともに、次の事項に留意し、適正額を見積もる。

(1) 歳入に関する事項

① 県税については、税制改正や景気、課税客体等の動向を的確に把握するとともに、収入歩合の向上に努める。

② 国庫支出金については、国の制度改正や予算編成等の動向を注視して適切に見積もるとともに、国庫を活用する場合にも県の負担があることを十分勘案して計上する。また、超過負担が生じているものについては、実態を十分に把握した上で国に是正を働きかける等、その解消に努める。

③ 県債については、社会資本整備に充てる建設事業債について、世代間負担の公平を図るため、県民生活に身近な事業に厳選して活用する一方で、「可能な限り子どもたちの世代に付けを回さない」という観点から、当初予算における発行額を原則として行政・財政改革方針に掲げる592億円の範囲内とする。ただし、年度中途における災害や経済対策など緊急な対応が必要な場合は、その財源として活用する。

④ その他、受益者負担の適正化の観点からの使用料・手数料の新設・改定や減免規定の見直し、未利用県有地の売却等県有財産の有効活用、ネーミングライツや広告収入など新たな財源の確保、貸付金等の債権管理の適正化と未収金の縮減等により歳入の確保に努める。

(2) 歳出に関する事項

① 一人1改善・提案事業の取組などにより、事務的経費の徹底した削減を図るとともに、アウトソーシングの推進や組織のスリム化・適正な定員管理等、簡素・効率的な行財政運営に努める。

② 各経費の見積りに当たっては、繰越しが常態化していないか、あるいは、予算執行が年度末など特定の時期に集中していないか等、毎年度の執行状況を的確に把握し、事業効果が適切な時期に発現するよう、予算執行の年間計画を予め定めるなど工夫する。

- ③ 社会インフラ（庁舎、学校、病院、福祉施設や道路・橋梁などの県有施設等）については、ファシリティマネジメント基本方針の取組も踏まえ、
- ・管理事務の集約化や共同利用など所管部局を越えた効率的・効果的な利活用を進めるとともに、県として保有・運営すべきかどうかなど施設のあり方を根本から検討し方向性を踏まえた上で、維持管理経費等の適正化を図る。
 - ・資産の有効活用とトータルコスト節減の観点から、既存施設の耐震化・長寿命化を計画的に行う等、「造る」ことから「直す」ことへの重点化を図る。また、500万円以上の建築物修繕・改修工事は、緊急性等の観点から統一的に評価し優先度を明確化する。
- ④ 投資的経費については、防災・減災対策等に一層の重点化を図る。また、当面新規の施設建設は行わないことを原則とするが、しあわせ信州創造プランに沿った取組、既存施設の統廃合など特別な事情により建設する場合においては、当該施設に係る人件費や維持管理経費等の将来負担を十分考慮の上、所要額を精査する。
- ⑤ 国の外郭団体や県の財政援助団体等への補助負担金等については、団体の財務状況など必要性を十分検証し、当該団体の経営改善に向けた計画的な取組を促すとともに、理解を得ながら必要な見直しを行う。
- ⑥ 県単独補助金については、必要性や妥当性を再検討し、補助率の引下げ、国庫補助金への任意上乗せの廃止等を検討する。また、協議会等への負担金については、加入の必要性を再検討するほか、繰越金・積立金の状況等を踏まえ休止・縮減を協議会等に要請する。
- ⑦ 国の補正予算により措置された基金事業については、事業実施期間を考慮し、市町村等と連携しながら、事業目的が果たせるよう積極的に活用するとともに、より地域の実情に合った取組ができるよう、国に対し実施期間の延長や要件緩和など制度の改善を求める。なお、実施期間終了後に県単独事業に振り替えて実施する場合は、新規事業の実施と同様、他の経費の節減や新たな財源の確保により対応する。

(3) その他特に留意すべき事項

- ① 特別会計については、事業目的を踏まえつつ、一般会計と同様に必要性・緊急性等を十分検討し、効率的な運営に努めることにより、一般会計からの繰出金の節減を図る。
- ② 債務負担行為については、その必要性、妥当性や設定内容が適切かどうか等を十分精査し、最小限のものとする。このうち、県の財政援助団体等に対する債務保証及び損失補償については、将来の県民負担に繋がらないよう特に留意する。

- ③ 国・県の制度変更等について、市町村等と情報を共有するとともに、経費負担の変更を伴うものについては、市町村等と十分な調整を行うなど適切な対応に努める。

4 予算要求方法

(1) 要求基準

上記「1」から「3」を踏まえ、平成 24 年度決算状況や平成 25 年度予算の執行見通し等を踏まえ年間所要額を見積もることとし、別紙「平成 26 年度当初予算要求基準」により要求することとする。

(2) 見直しインセンティブ

予算要求における見直しと予算執行の工夫及び節減を促進するため、制度の見直し等により新たに増収又は歳出削減が見込まれる場合、その財政効果額（純一般財源）の 2 分の 1 を上限に、要求限度額に上乗せして要求することができる。

(3) 国の動向の把握

国の予算や制度、地方財政対策等が未確定な段階にあることから、これらの動向を見極めつつ、適切な対応を行う。

5 予算編成日程

概ね次の予定による。

なお、効率的に予算編成が行われるよう、円滑な意思疎通の下、計画的に取り組むとともに、時間外勤務の縮減に努める。

- | | |
|-------------|-----------|
| ・予算見積書提出期限 | (別途通知する日) |
| ・要求概要の公表 | 12月中 |
| ・知事査定 | 1月下旬～2月上旬 |
| ・当初予算案決定・公表 | 2月上旬 |

(別紙)

平成 26 年度当初予算要求基準

区分	予算要求の考え方
義務費	
人件費	<ul style="list-style-type: none">・毎年度の執行状況を踏まえ精査の上、所要額を要求
扶助費	<ul style="list-style-type: none">・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	<ul style="list-style-type: none">・県債発行方法の工夫等を図りながら所要額を要求
準義務費	<ul style="list-style-type: none">・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
投資的経費中	
補助公共事業費	<ul style="list-style-type: none">・国の動向を注視しながら、適正額を要求
県単独公共事業費	<ul style="list-style-type: none">・公共事業評価を踏まえた上で事業箇所を厳選し、平成 25 年度当初予算額の範囲内で要求
国直轄事業負担金	<ul style="list-style-type: none">・国の動向を注視しながら、適正額を要求
災害復旧費	<ul style="list-style-type: none">・過去の実績等を勘案し、所要額を要求
通常事業費	
経常事務費	<ul style="list-style-type: none">・価格の変化、経費の節減及び執行状況等を考慮の上、財政課が示す標準額の範囲内で、執行状況を踏まえた費目・節に配分の上、要求
政策的経費	<ul style="list-style-type: none">・県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、平成 25 年度当初予算額の 95% の範囲内で要求（以下のものを除く）<ul style="list-style-type: none">・しあわせ信州創造プランのプロジェクトの中核をなす事業及び職員による政策研究に基づく事業については、「基本理念」を十分踏まえ所要額を要求（別途指示）・一人 1 改善・提案事業の具体化など行政・財政改革に資する取組については、その取組による効果を踏まえ所要額を要求・臨時経費（単年度事業等）については、平成 26 年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、財政課に協議の上、必要最小限の額を要求

※要求の上限は、一般財源（県債を含む。）計上額とする。

各経費とも、聖域を設けることなく、予算編成過程において所要の調整を行う。

平成26年度一般会計財政見通し (平成25年10月仮試算)

○試算の考え方

(歳入) 地方財政対策において、一般財源総額はH25と実質的に同額が確保されるものと仮定。(消費税率引上げによる県税収入や物件費等の増に伴い、地方交付税等を増減。)

(歳出) 人件費、公債費は所要額。その他の経費は消費税率引上げや社会保障関係費の自然増等を考慮。公共事業費や政策的経費等は原則としてH25当初同額としつつ、経済対策関連基金事業等の特殊要因を考慮。

※消費税率引上げによる社会保障の充実は、制度設計が明らかでないため考慮していない。

※現時点での機械的試算であり、国の予算や地方財政対策の動向等により変動する。

単位:億円

	歳 出	歳 入
	8, 430〈5, 846〉	8, 329〈5, 745〉
削減が困難な経費	<p style="text-align: center;">義務 費</p> <p style="text-align: center;">4, 047〈3, 589〉</p> <p style="text-align: center;">(人件費、公債費、扶助費)</p>	<p style="text-align: center;">県税・地方交付税・臨時財政対策債等</p> <p style="text-align: center;">5, 655〈5, 655〉</p>
裁量的経費	<p style="text-align: center;">社会保障関係費</p> <p style="text-align: center;">874〈874〉</p> <p style="text-align: center;">その他義務的な経費</p> <p style="text-align: center;">1, 682〈885〉</p> <p style="text-align: center;">〔税市町村交付金、中小企業融資制度資金 災害復旧費、県税還付金 など〕</p> <p style="text-align: center;">その他行政費</p> <p style="text-align: center;">1, 827〈498〉</p> <p style="text-align: center;">〔公共事業費、施設運営費、事業補助金 など〕</p>	<p style="text-align: center;">建設事業債</p> <p style="text-align: center;">559〈0〉</p> <p style="text-align: center;">その他歳入</p> <p style="text-align: center;">2, 115〈90〉</p> <p style="text-align: center;">〔国庫支出金、使用料・手数料、諸収入 など〕</p>
		財源不足 101+α

※〈 〉は純一般財源

予算編成の過程において、
事業見直しや歳入確保により対応

国の予算や地方財政対策の内容が未確定
⇒ 収支不足が更に拡大するおそれ